

諮問庁：水産庁長官

諮問日：令和7年1月16日（令和7年（行情）諮問第69号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1052号）

事件名：特定年度において太平洋クロマグロの漁獲の管理の在り方等について遊漁関係者と意見交換した内容を記録した文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月27日付け6水管第2453号により水産庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

開示請求対象文書を探索、特定し、今回通知されたすでにホームページ等で公開されている文書を除く、関係文書をすべて開示することを求める。太平洋クロマグロの管理について、民間、行政（自治体）、個人など所属を問わず遊漁関係者を交えての話し合いは、本年8月のブロック説明会以外にも、個別、集団を問わず庁内外で随時開催されている。その会合の人選、打ち合わせ議題、議事概要、報告・配付資料、受け取り資料、要望書、出張記録等が多数、遊漁所管部門などに共有、保管されている。水産庁内にかねてよりはびこる文書廃棄、文書隠匿の悪習をなくすためにも審査会においてはしっかり調査の上、処分庁に改心を促して欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

法9条1項に基づき、令和6年11月27日付け6水管第2453号で行った開示決定（原処分）に対する開示請求者（審査請求人）からの審査請求に関し、法19条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問す

るにあたり、原処分を維持することについての説明である。

原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

1 原処分における不開示理由

なし。

2 審査請求人の主張

上記第2の2(1)と同旨。

3 原処分を維持する理由

(1) 本件対象文書の特定及び原処分について

審査請求人は、「太平洋クロマグロの管理について、民間、行政（自治体）、個人など所属を問わず遊漁関係者を交えての話し合いは、本年8月のブロック説明会以外にも、個別、集団を問わず庁内外で随時開催されている。その会合の人選、打ち合わせ議題、議事概要、報告・配付資料、受け取り資料、要望書、出張記録等が多数、遊漁所管部門などに共有、保管されている。」としているが、そのような資料は存在せず、保存されている文書を確認する限り、開示決定した行政文書以外には開示すべき行政文書は存在しない。

(2) 原処分の妥当性

考えについては上記(1)のとおりであり、原処分については、妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張

なし。

(4) 結論

以上のことから、審査請求人からの開示請求に対し処分庁が行った原処分は妥当であり、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年1月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年3月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、上記第3の3に補足して、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「2024年度、太平洋クロマグロの漁獲の管理の在り方等について、遊漁関係者と意見交換した内容を記録した行政文書一式（配布ないし提供を受けた資料を含む）」であることから、令和6年8月に開催した遊漁関係者も含めた様々な関係者を対象とした太平洋クロマグロに関するブロック会議の資料及び議事録を特定した。

イ 遊漁関係団体等の遊漁関係者とは、上記アのブロック会議以外にも、日頃から意見交換等を行っているところであるが、これらの意見交換の内容は、農林水産省行政文書管理規則9条の「処理にかかる事案が軽微なもの」に該当することから、文書は作成していない。

ウ 本件に係る行政文書開示請求及び審査請求を受け、水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室及び資源管理推進室の執務室内文書保管場所、執務室外書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル及び管理調整課専用共有フォルダ等の探索をしたが、本件請求文書に該当する文書の存在を確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 諮問庁が説明する上記(1)アの本件対象文書の特定方法に不自然、不合理な点は認められない。

イ 当審査会において、農林水産省ウェブサイトに掲載されている農林水産省行政文書管理規則を確認したところ、9条においていわゆる文書主義の原則が定められているが、「処理にかかる事案が軽微なものである場合」は文書を作成しなければならない場合から除外されていることが認められる。そうすると、水産庁において、遊漁関係団体等の遊漁関係者とは、上記(1)アのブロック会議以外にも、日頃から意見交換等を行っているところであるが、これらの内容は、農林水産省行政文書管理規則9条の「処理にかかる事案が軽微なもの」に該当し、文書を作成していないとの諮問庁の上記(1)イの説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ また、上記(1)ウの探索の方法・範囲等も不十分とはいえない。

エ 他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、水産庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、水産庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

2024年度、太平洋クロマグロの漁獲の管理の在り方等について、遊漁関係者と意見交換した内容を記録した行政文書一式（配布ないし提供を受けた資料を含む）

2 本件対象文書

- (1) 令和6年8月9日くろまぐろに関するブロック説明会議事速記録（北海道ブロック）
- (2) 令和6年8月21日くろまぐろに関するブロック説明会議事速記録（太平洋ブロック）
- (3) 令和6年8月23日くろまぐろに関するブロック説明会議事速記録（九州ブロック）
- (4) 令和6年8月27日くろまぐろに関するブロック説明会議事速記録（日本海ブロック）
- (5) 令和6年8月29日くろまぐろに関するブロック説明会議事速記録（東北ブロック）
- (6) くろまぐろに関するブロック説明会説明資料
- (7) くろまぐろに関するブロック説明会参考資料